

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第 2 査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防火対象物の点検及び報告に係る虚偽表示に対する除去・消印の措置命令
概 要	防火対象物定期点検報告が必要な防火対象物で、点検の結果、点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定める表示を付することができますが、消防長又は消防署長は、これら防火対象物が点検基準に適合しないで表示している場合又は、総務省令で定める表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又は表示に消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第 8 条の 2 の 2 第 4 項 （ <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> ）
処分基準	・ 第 8 条の 2 の 2 第 4 項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第 2 項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	